

被保険者各位

東和薬品健康保険組合
理事長 井上 憲



令和 4 年度健康保険料・介護保険料の保険料率について

日頃は東和薬品健康保険組合の業務にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

令和 4 年 2 月 22 日に開催されました「東和薬品健康保険組合 組合会」にて、令和 4 年度の保険料及び負担割合が決定しましたので、お知らせいたします。

健康保険料率 98.0/1,000 (変更あり)

介護保険料率 19.0/1,000 (変更なし)

事業所分は、令和 4 年 3 月分保険料（令和 4 年 4 月 30 日納付期限）から、任意継続被保険者は、令和 4 年 4 月分保険料（令和 4 年 4 月 10 日納付期限）から適用されます。

※任意継続被保険者で、前納納付の場合は、令和 4 年 3 月 31 日納付期限となります。

変 更 前				
	健康保険料率（基本保険料率+特定保険料率）			介護保険料率
		基本保険料率	特定保険料率	
事業主	49.5/1000	32.44/1000	17.06/1000	9.50/1000
被保険者	46.5/1000	30.48/1000	16.02/1000	9.50/1000
合計	96.0/1000	62.92/1000	33.08/1000	19.00/1000



変 更 後				
		基本保険料率	特定保険料率	介護保険料率
事業主	51.5/1000	25.46/1000	26.04/1000	9.50/1000
被保険者	46.5/1000	22.99/1000	23.51/1000	9.50/1000
合計	98.0/1000	48.45/1000	49.55/1000	19.00/1000

※基本保険料率に調整保険料が含まれております。

※健康保険料の内訳の基本保険料率と特定保険料率が変更になりました。

※特定保険料率は、後期高齢者支援金や前期高齢者納付金など、高齢者の医療等を支えるために健康保険組合が支払う費用にあてる保険料のことで、基本保険料は、医療の給付、保健事業などにあてる保険料となります。